

2025年（令和7年）4月1日より

入院時の食事に係る標準負担額が

改定されます

食材費が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、2025年4月1日より、入院時の食事療養費の標準負担額が下記のとおり変更になります。

【1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）	
		3月31日まで	4月1日から
一般 (区分ア～エ)	一般 (下記以外)	490円	510円
		指定難病患者	
		280円	300円
住民税非課税 世帯 (区分オ)	低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以内	
		230円	240円
		過去12カ月の入院日数が90日超	
		180円	190円
	低所得者Ⅰ	110円	110円

ご不明点等ございましたら、受付（医事課）までお問い合わせください。